

★ 予算執行事務等について賠償責任を負うべき補助職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第十七号）（審査指導課）

一 改正の要旨

地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第十八号）（審査指導課）

一 改正の要旨

地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正され、指定公金事務取扱者制度が施行されたこと等に伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第十九号）
（審査指導課）

- 一 改正の要旨
出納員に任命する職の見直し及び行政組織の再編等に伴い、関係規定を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県物品管理規則等の一部を改正する規則（規則第二十号）（総務局）

一 改正の要旨

行政手続等におけるデジタル化の推進を図るため、記録媒体に係る規定の見直しを行った。

- 1 広島県物品管理規則
- 2 広島県予算規則
- 3 広島県公有財産管理規則
- 4 広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則
- 5 広島県特定非営利活動促進法施行規則
- 6 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- 7 建築士法施行細則

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十一号）（総務局）

一 改正の要旨

行政手続等におけるデジタル化の推進を図るため、電磁的記録により文書の作成等を行う場合に情報通信技術の進展を踏まえた適切な方法によることとするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第二十二号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、規則に定める事務の範囲の規定について必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年六月一日

★ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十三号）（健康福祉局）

一 改正の要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正されたことに伴い、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等が第二種協定指定医療機関から受ける医療に要する費用の公費負担申請方法を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十四号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉法の一部が改正され、児童自立生活援助の実施場所が見直されたこと等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（規則第二十五号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部が改正され、家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者に対する資金が新たに規定されたことに伴い、貸付けの申請に必要な添付書類を追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第二十
六号）（疾病対策課）

一 改正の要旨

措置入院者の症状消退届について、国で標準的な様式が定められたことを踏まえ、規定を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）（疾病対策課）

一 改正の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理及び任意入院者の症状等の報告に係る様式の改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第二十八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、児童発達支援の類型が一元化されることなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

1 2 以外の改正 令和六年四月一日

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正のうち就労選択支援に係る改正 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

★ 遊漁船業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（水産課）

一 改正の要旨

遊漁船業の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、引用条項の整理など必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日